

桑折町飲食店支援金

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業継続に支障が生じている町内飲食店に対して、企業活動の継続及び雇用維持のための支援金を給付します。

対象者

下記①～⑧すべての要件を満たす事業者

- ① 令和3年7月1日時点で町内に飲食店を有している事業者※1
※1 持ち帰り、配達飲食サービス業等、店舗で飲食することを主たる目的とした設備を有さない事業者は対象外です。
- ② 食品衛生法に基づく飲食店の営業許可※2を受けていること
※2 飲食店営業、喫茶店営業の許可に限ります。イベント等の食品提供に係る臨時営業許可のみは対象外です。
- ③ 新型コロナウイルスの影響によりひと月の売上高が30%以上減少※3していること
※3 令和3年4月～9月のいずれか1か月の売上高と前年または前々年同月（比較対象月）の売上高を比較し売上減少率が30%以上であること。創業後1年未満で前年同月の売上高がない方へは、緩和要件があります。詳しくはお問い合わせください。
- ④ 比較対象月※4を含む決算期の総売上高が1千万円以上あること
※4 比較対象月とは、売上減少率を算出するために用いた前年または前々年の同月を指します。
- ⑤ 2020年分の確定申告がされていること※5
※5 創業1年未満で2020年分の確定申告義務のない事業者は除きます。
- ⑥ 暴力団、暴力団員でないこと
- ⑦ 町税の滞納がないこと※6
※6 桑折町税の納税義務者でない場合は、納税義務のある市町村における全ての税目の滞納がないことの証明が必要です。
- ⑧ 桑折町酒類納入事業者支援金を申請していないこと

給付額

比較対象月を含む決算期の総売上高

4,000万円以上	100万円給付
2,000万円以上	60万円給付
1,000万円以上	30万円給付

申請期間

令和3年10月1日(金)から
令和3年11月12日(金)まで

申請書

配付場所

下記窓口にてご用意いたしております

- ① 町ホームページからダウンロード
- ② 桑折町産業振興課商工観光推進室
- ③ 桑折町商工会

提出場所

持参の場合は下記窓口にて受付しています

- ・ 桑折町産業振興課商工観光推進室
- ・ 桑折町商工会

郵送の場合は下記までお送りください。

〒969-1692

桑折町大字谷地字道下 22-7

桑折町産業振興課商工観光推進室 宛

必要書類などは裏面をご確認ください



申請書

(1) 桑折町飲食店支援金給付事業申請書 (第1号様式)

(2) 確定申告書類の控え等の写し (下記参考)

● 比較対象月が直近期 (2020年) の場合は下記の書類を提出

・ 直近期 (2020年) の確定申告書類の控え等の写し

● 比較対象月が前々期 (2019年) の場合は下記2つの書類を提出

・ 直近期 (2020年) の確定申告書類の控え等の写し

・ 前々期 (2019年) の確定申告書類の控え等の写し

※確定申告書類とは

〈法人の場合〉

・ 確定申告書別表一、および法人事業概況説明書の写し

〈個人事業主で青色申告の場合〉

・ 確定申告書第一表、所得税青色申告決算書の写し

〈個人事業主で白色申告の場合〉

・ 確定申告書第一表、比較対象月を含む年全ての売上が分かる帳簿等の写し

【創業1年未満の事業者】

・ 創業1年未満事業者の売上比較計算表 (第2号様式)

・ 創業した時期が分かる書類 (法人設立届出書または開業届等)

・ 2020年分の確定申告書類 (提出できる場合)

(3) 食品衛生法に基づく飲食店の営業許可証の写し

(4) 売上高減少率が30%以上の根拠となる帳簿類等の写し

(最近1か月の売上高と比較対象月の売上高が分かる書類)

(5) 町税の滞納がないことの証明書

〈桑折町税の納税義務者〉

・ 桑折町役場税務住民課で取得できます。

〈法人の所在地、個人事業主の居住地が桑折町外の場合〉

・ 所在地、居住地の市区町村役場で取得してください。

※自治体によって証明書の呼び名が異なる場合がありますので「(桑折町の給付金の申請に必要な
となるため) 全ての税目の滞納がないことの証明書を取得したい」旨を窓口でお問い合わせ
ください。

(6) 本人確認書類 (個人事業主の場合のみ必要)

・ 運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード等の写し

(7) 預金通帳の写し (通帳表紙の次のページの見開きの写し)

- ・ 申請書と添付書類を受領後、審査の上、速やかに交付決定通知を送付します。
- ・ 申請書等に不明な点があった場合は、電話にて内容の確認をすることがあります。

お問い合わせ

桑折町産業振興課商工観光推進室

☎582-2126